後期高齢者医療 住所地特例について

青森県外へ転出の際、通常は住所地のある都道府県の保険者へ加入となりますが、転入先が 老人ホームなどの施設(※1)の場合、特例として引き続き青森県が保険者となります。

(※1) 住所地特例の対象となる施設

• 病院または診療所

- 障害者支援施設
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 有料老人ホーム、介護保険施設

など

この制度は平成30年4月より、住所地特例の施設がある保険者の給付費が増加し、財政運営 に影響を与えることを防ぐために設けられました。

(※制度の運営が都道府県単位であるため、県内市町村での異動には適用されません。)

■国民健康保険 住所地特例の引き継ぎ

現在、佐井村の国民健康保険被保険者の方で、村外の住所地特例施設に入所している方の後 期高齢者医療加入時も、以下のとおり変更となります。

【今まで】

	入	所 75歳到達		
住所地:		B県B市	B県B市	
保険者:	A県A市国保	A市国保	B県広域連合	7

【平成30年4月から】

	人所 75蔵到達			
住所地:		B県B市	B県B市	
保険者:	A県A市国保	A市国保	A県広域連合	

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当:山崎

平成30年度 国家公務員「税務職員採用試験」(高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる税務職員 を募集しています。

国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか?

【受験資格】

- 1 平成30年4月1日において高校卒業後3年を経過していない方および平成31年3月ま でに高校を卒業する見込みの方
- 人事院が1に掲げる者に準ずると認める方 2

【受験申込受付期間】

平成30年6月18日(月)から6月27日(水)まで

【受験申込方法】

受験申込みはインターネット申込みとする。

国家公務員試験採用情報NAVI(http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)

【第1次試験日】

平成30年9月2日(日)

【お問合せ】仙台国税局人事第二課試験研修係 ☎022-263-1111 (内線3236) 人事院東北事務局

2 0 2 2 - 2 2 1 - 2 0 2 2

